

第30回 総合特別区域評価・調査検討会 議事概要

日 時：平成26年12月12日（金）13:00～

場 所：永田町合同庁舎 7階特別会議室

- 1 開会
- 2 評価指標・数値目標及び評価方法の見直しの進捗について
- 3 評価方法の見直し（案）について
- 4 現地調査の実施状況について（報告）
- 5 その他
- 6 閉会

○富田参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第30回「総合特別区域評価・調査検討会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。参事官の富田でございます。本日の進行を務めさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、地域活性化統合事務局長の内田から一言御挨拶を申し上げます。

○内田局長 評価・調査検討会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、師走ということでもいろいろ日程のお忙しいところでございますけれども、本委員会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本会の重要な役割の一つでございます総合特区の評価でございますが、44の特区に対する25年度評価がおかげをもちまして終了し、推進本部に報告の上、今日3日にホームページ上で公表させていただいたところでございます。この間、委員の皆様方から熱心に御審議を賜り、深く感謝を申し上げます。

また現地調査につきましても、委員の皆様方お忙しい中分担して行っていただきまして順調に進んでおり、本年中には予定しました13の地区の調査が終了する予定ということになってございます。今後、年度後半でございますけれども、本日の議題にもなっております、従来から中期的な課題となってきました評価指標や評価方法の見直しにつきまして御

議論いただきたいと考えております。

委員の皆様方におきましては、大変お忙しいところでございますが、今後とも御協力いただきますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○富田参事官 ありがとうございます。

それでは、まず、お手元の座席表と委員名簿をごらんいただきたいと思います。本日御出席の委員の御紹介並びに事務局の出席者につきましては、時間の関係でこの表にかえさせていただきますと思います。

本日は、秋山先生が少し遅れて参られますが、6名の委員の御出席をいただいております。要綱に定めます定足数は5名以上ということになっておりますので、本日の評価・調査検討会は成立するというをまず御報告させていただきます。

次に、議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日は、議事次第の2番目でございます「評価指標・数値目標及び評価方法の見直しの進捗について」と、議事次第の3番目にあります「評価方法の見直し（案）について」を主な議題として審議を進めさせていただきたいと思います。そのほか4番目にあります「現地調査の実施状況について（報告）」では、本日は現地調査に行ってくださいました御出席の委員の先生方から、恐縮でございますけれども、一言ずつ御感想などをいただければ大変ありがたいと思います。

なお、会議資料につきましては、原則公開ということになっておりますが、資料3の現地調査の報告については、来年度の評価と関連が深いものでございますので非公開ということにさせていただきますと思います。あらかじめ御了解をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は座長の八田先生をお願いしたいと思います。先生、よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、検討会を開催させていただきます。この議事次第に沿っていたしますが、今、富田参事官から御説明ありましたように、2つ大きなトピックがありまして、これは9月26日に開催しました前回の検討会で決まったことですが、第1は、議事次第2の特区の評価指標や数値目標の見直しを可能とすることですね。もう一つは、議事次第3の評価方法の簡素化です。

まず、これまでの検討状況について事務局からお話させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○富田参事官 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。「評価指標・数値目標及び評価方法の見直しスケジュール」という紙でございますが、評価指標と数値目標の見直しの進め方、評価方法の進め方を記載してあります。いずれにつきましても、9月26日、前回でございますが、評価・調査検討会を開催しましたときに、その見直しを進めるということで御了解をいただいております。

まず、参考1-1を見ていただきたいと思います。これが前回の評価・調査委員会に出

させていただいた資料でございまして「評価指標・数値目標の見直しの検討について」ということで、この紙で御了解をいただいております。

中段の2のところに「検討の方向」ということで、評価指標・数値目標については「総合特別区域事後評価の手引き」において、評価指標等の変更は原則としてできないこととされているが、自治体等において改めて検討した上で、より適正な評価指標・数値目標に見直すことを可能とするということを記載して、この紙で御了解をいただいたというところでございます。

御了解をいただきましたので、このことについて特区側に通知をいたしました。そして、次の参考1-3をごらんいただきたいと思っております。見直しの作業をしていただくに当たって特区側に見直しの方針案というものを示させていただいております。この方針案についてはメール等で先生方にも御意見を伺って作成したものでございます。

ポイントは、2ページ目でございますが「3 見直しの視点」と書いてあるところに、(1)～(6)まで6つの項目が記載されています。これは過日御説明した内容について整理をしたものでございますが、こういった視点で見直してほしいということで特区側に指示をいたしました。これが11月7日でございます。

現在、特区側において、これを参考にしつつ見直しの作業を進めているところでございます。ちなみに、現時点で、全体で48特区がございまして、そのうちの約20の特区においては何らかの見直しをしたいという意向を聞いているところでございます。

特区側には、早ければ年内、遅くとも年初めまでには見直しの案を提出していただくよう指示をしております。それが出てきましたら、この資料1の表の1月のところに指定自治体からの見直し案の回収調整とありますように、私どもの事務局のほうで外形的な調整をした上で、右の評価・調査検討会の欄のところの2月の欄でございますが、指定自治体の見直し案に関する専門家打ち合わせということで、自治体から出てきたものを専門家の先生方に取りまとめしてお見せして、御意見を伺いたいと考えております。

その上で、3月に、多分中旬以降になるかと思っておりますが、この評価・調査検討会をもう一度開催しまして、そこで自治体の見直しの案についてオーソライズをしていただくという段取りを考えております。その上で自治体に届け出をしてもらうとともに、当方では手引書等に反映したいと考えております。

資料1の一番右の欄の評価方法の見直し部分についてでございます。参考1-2をごらんいただきたいと思っております。前回の評価・調査検討会で御説明させていただいたものでございます。検討の方向として評価方法については、評価者はより大局的な観点から評価することを旨とし、併せて評価の簡素化を図ることとするということで先生方に御了解をいただいておりますので、これに従って作業を進めているところでございます。

資料1のスケジュールの中で、評価方法の欄の12月に「評価・調査検討会（経過報告及び評価方法見直し案の決定）」とあります。後ほど御説明をさせていただきたいと思っておりますが、事務局でその評価方法の見直しの案を検討してまいりました。本日、その成案につ

いて御説明をさせていただきたいと思いますので、先生方から御意見を賜って、もしその方向でよければ御了解をいただきたいと思います。

御了解がいただければ、来年1月から評価方法の見直しについてパブリック・コメントにかけたいと思っております。大体1カ月でございます。行政手続法の関係から申しますと、行政手続法に義務づけられている命令等には必ずしも当たらない性格のものではございますが、これを最初に作成しましたときにもパブリック・コメントに付して意見を聞くという手続を踏んでおりますので、今回の見直しについても同様の手続を踏みたいと考えております。

その上で、先ほどと同様に、3月に評価・調査検討会をもう一度開催させていただきまして、自治体の評価指標・数値目標の見直しと併せて、先生方にオーソライズをしていただきたいと考えております。

そういったことで年度内の作業を終了いたしまして、来年度におきましては新しい評価指標・数値目標あるいは見直した評価方法によって評価をしていただきたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して何か御質問はございますでしょうか。

○村上委員 見直しは毎年やるのですか。

○富田参事官 いいえ、見直しは今回初めてです。

○村上委員 見直した後は毎年評価するのですか。

○富田参事官 そうです。毎年ということになっております。

○八田座長 よろしいでしょうか。

○北脇委員 指標の見直しのスケジュールの件なのですけれども、率直な話、この2月に予定されている見直し案に関する専門家打ち合わせというところがどの程度大変になるかという問題があると思うのです。実際、今まで出てきた事業報告についての評価のときも、それが大変だということでこういう展開になってきているので、そのもとになっている評価指標を見直すというと、それが良いか悪いかということの検討というのは、これはまた大変な作業だなという感じがするのです。ですから、ある程度事務局で自治体側とやりとりをして、事務局の方でこういう問題点があったのでこういう指導をして、結果的にこういうふうにあが出てきているという整理をしていただいて、それを専門家が集まったときに議論して確認していくということでないとなかなか負担感が払拭できないのではないかと思います。そういうことをお願いしたいと思います。

○富田参事官 おっしゃるとおりだと思います。1月から早速その作業を開始し、できる限り事務局のほうで整理した上で、できるだけ負担にならないよう御説明をさせていただきたいと思います。

○八田座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、続きまして評価方法の見直しについて事務局から御説明をお願いします。

○富田参事官 それでは、評価方法の見直しについて御説明をさせていただきます。資料2-1、2-2、2-3について、一括して説明させていただきたいと思います。前回の会議でも同様のイメージを御説明させていただいたのですけれども、今回は一応事務局の成案ということで先生方に御意見を承りたいと思います。

まず、資料2-1をごらんください。

全体を俯瞰した評価の新旧のイメージでございますが、右側が旧で左側が新になっております。従来、評価のやり方は大きく3つの項目、「Ⅰ目標に向けた取組の進捗に関する評価」、「Ⅱ支援措置の活用と地域独自の取組の状況」、「Ⅲ総合評価」という大きい3つのくくりになっております。

ただし、従前は、3つのくくりのうちのⅠとⅡの部分で、とりあえずは全体の評価をして、Ⅲの部分の総合評価で味つけをするというのですか、若干の配慮をするという仕組みになっております。評価のウエートとしましては、ⅠとⅡで50%ずつで100%、点数で言いますと5点満点のうちの5点がⅠとⅡで積み上がることになっております。その上で、最後に総合評価のところでは+1から-1の範囲で先生方に味つけをしていただくということになっておりましたので、Ⅲの部分で評価が大きく変わるということがございました。

例えば総合評価としては先生方が-1をつけられたということで、5点が4点になったということであればそれほど大きな変化ではないのかもしれませんが、3点が2点になるというようなこともないわけではございませんでして、そうしますと、評点としてのCがDに落ちるとか、BがCに落ちるとかということで、かなり大きく変化するというようなこともございました。

もう一つは、先生方に評価していただく部分が非常に細かく分かれていたということでございます。資料中の四角の部分に先生方から+1とか-1とか、AとかEとかつけていただくわけではございますが、非常に多くの項目に分かれておりました。さらに、それぞれについてコメントをいただくということで記入していただいていたということでございます。

これを今回は左にありますように、3つの大きな区分というのは変わりませんが、そのウエートについては、全部等しく3分の1ずつのウエートづけをして、最後はそれを平均するというような仕組みにしてはどうかと考えております。それが大きく変わった点でございます。

細かく評点をつけていただいていたところは、できるだけ大ぐりにするというのと、コメントは最後にまとめて大きくいただくということで、途中のコメントは省略するというにさせていただきます。

AとかE、+1とか-1とかというように評点のつけ方がそれぞれで異なっていたことについても、今回は5~1に全部統一したらどうかと考えております。そうしますと、大体この新の部分にあるようなイメージになるということでございます。

続きまして資料2-2でございます。総合特別区域の事後評価基準ということで、評価の方法を言葉で説明しているものの新旧でございます。資料2-1の2枚目に総合特区事後評価に係る採点票というのがついておりますので、これと資料2-2の紙をセットで見たいと思います。採点票が実際に先生方に点数をつけていただく紙になるわけですが、大体こんなイメージの様式になります。

事業主体の名前の下に、1番目のくくりとして、目標に向けた取組みの進捗に関する評価という部分がございます。この部分は、先ほど3つに分かれていると説明した部分の第1番目の部分でございます。数値目標があって、その数値目標に対する数字が出ておりますが、進捗度と書いてあるところがございます。進捗度の右側が取組みの進捗についてという欄で、事務局にて進捗度を転記します。ここは便宜的に4と書いてありますが、特区の評価書を見ながら事務局で記載しておきたいと思っております。

先生方には、その下の取組みの方向性というところを記載していただくこととなります。左のグリーンのところにありますように、特区が出してきた評価書の3つの項目、目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組みと関連事業。各年度の目標設定の考え方、数値の根拠、進捗状況に係る自己評価及び次年度以降の取組みの方向性という項目について特区側が自己評価書をまとめておりますので、それを見ながら取組みの方向性としての点数を黄色の枠に記載していただくということとなります。これを事後評価基準で見ますと、A3横の2ページ目、下半分に「取組の方向性に対する評価」という項目に該当し、先生方にはこれを踏まえて書いていただくということでございます。判定基準は5、4、3、2、1で、5の「著しく優れている」から1の「適当であるとは認められない」までの中から選んでいただくこととなります。

採点票の下の段は例示でございまして、1つの評価指標の中に2つの数値目標があるときには数値目標(2)-①、(2)-②というようにそれぞれ分けて様式をつくりますので、今と同じようにつけていただきたいと思いますと考えております。

採点票の次のページをごらんください。評価指標(3)となっておりますが、一番右を見ていただくと、代替指標ということになっております。数値目標で評価年度までに定量的な数値がとれないときには代替の指標をつくってもいいということになっております。そのときに記載していただく部分でございますが、これについても数値で出ている進捗度部分については事務局で記載しますので、先生方には代替指標の考え方とか、その他目標達成の考え方等の該当部分を読んでいただいて取組みの方向性として5~1点の中で先ほどと同じように点数をつけていただくということでございます。

その下、評価指標(4)という部分の例は、定性的評価であった場合の記入欄でございます。数字がなく言葉だけで自己評価されているときにはこの欄を使っていただくということになります。数値がないので進捗度のところは斜線になっています。取組みの方向性という欄について評価書の該当項目を読んでいただいて、5~1点までをつけていただくということになります。

4 ページでございますが、ここは支援措置の大きな柱のうちの 2 番目、支援措置の活用と地域独自の取組みの状況でございます。A3の横で言いますと 3 ページになります。柱書の文言は従前と変わりませんが、判定基準のところは今説明しましたように 5～1 までの基準でやっていただくということになります。ここはやや細かくなっておりますが、まずは規制の特例措置を活用した事業等の評価というところで 5～1 点をつけていただく。次の中段は財政・税制・金融支援の活用実績や自己評価というところについて、財政と税制と金融のそれぞれに分けてまた 5～1 点をつけていただく。一番下は、地域独自の取組みの状況及び自己評価というところで 5～1 点までをつけていただくということにしたいと考えています。

ここで下の注 1 というところを読んでいただきたいと思います。縦長の紙の注 1 というところでございますが、Ⅱの支援措置の活用と地域独自の取組みの状況のうち、i) ② 財政・税制・金融支援の活用実績については、活用実績がない場合に、活用実績がないことが特区の取組みに関し、特段の問題がないと判断される場合は評価しないことも可とするという記載です。実は特区の取組みにおいては、財政・税制・金融の 3 つの支援措置を用意しておるのですが、全ての特区が全部の支援措置を使っているとは限りません。1 つか 2 つ使ってあとは使っていないという特区もあります。その場合に使っていないことをマイナス要素として考えるか、あるいは特に問題ないと考えるかという 2 つの面があるわけでございますが、特区全体の取組みに対して、その支援措置を使っていなくて、かつ、それほど問題がないという場合には、そこは空欄にさせていただいて差し支えないと考えています。従前の評価のときも、空欄にさせていただいて平均点数の計算から除外するという操作をしている場合もありますので、同じでございます。

最後に 3 番目の柱の総合評価でございます。ここは評価書の全体にわたりまして評価していただくわけですが、同じように点数は 5～1 点まででつけていただくこととしています。ここには判定にかかわるコメントということで、全体を見渡した上で先生方にコメントをお願いしたいと思います。ここはきちんと特区に伝えるべき部分ということになりますので、できる限り特区側の改善に資するようなコメントをいろいろと書いていただければありがたいと思っております。

こういった形で評価書の記載様式を用意しようと考えておりまして、言葉としては資料 2-2 にありますような評価基準ということになります。先生方に評価をしていただいた上で、そのでき上がりの姿がどういうふうになるかという資料 2-3 でございます。これが公表の評価のイメージです。

資料 2-3 の右側が従前の評価で公表されているスタイルでございます。見ていただきますと、右側の 1 枚目、一番下段のほうに専門家考慮事項ということで先生方からいただいた意見を入れる部分ですとか、2 枚目の一番下に専門家の所見として御意見をいただく部分とか、3 枚目の最後には総合評価として意見をいただく部分とか、かなり細かく意見をいただいております。それを今回のやり方で行いますと左のスタイルになります。基

本的には点数がずっと記載されておりまして、2枚目の「Ⅲ 総合評価」のところで先生方の意見をきちんと記載した上で、最後は評価結果として、ⅠとⅡとⅢを平均して点数を出して、例えば3.5点以上4.5未満ならBという評価をするということでございます。

そうしますと、紙の分量では従前の評価に比べますと3分の2ぐらいになろうかと思いますが、先生方の手間としましては3分の1ぐらいまで簡素化されるのではないかと考えているところでございます。少しわかりにくい説明でございましたけれども、御質問等受けながらまた説明させていただきたいと思っております。

とりあえず以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明について御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○清田委員 2点ございます。

1点目は確認なのですが、資料2-1の新しい記入要領の中で例えば専門家が記入する必要がないものについてはあらかじめ斜線を入れたりするのですか。

○富田参事官 専門家が記入する必要のないところとしては、進捗度を機械的に計算して事務局が記入する部分がございます。

○清田委員 最後のページの注1のところ。

○富田参事官 4ページ目のこの部分でございますね。

○清田委員 我々が評価しないことになっていきますね。

○富田参事官 そこは先生方に評価をするかしないかの判断をしていただきたいと思います。つまり、ある特区について、ここは金融支援を使っていない。金融支援は使ってないというときに、その金融支援を使っていないことがその特区の取組みに対して何ら影響がないという判断であればそこは空欄にさせていただく。もしそれが使うべき、もっと一生懸命使うべきところなのに、取組みが熱心でなくて使ってないのだったら先生方には3とか2とか入れていただければ良いのではと思っています。

○清田委員 では、平均点を出すときの空欄の扱いは。

○富田参事官 空欄になったら平均点から除外します。入っていたら、平均点に入れることとしたいと思っています。

○清田委員 わかりました。ありがとうございます。

2点目なのですが、旧の評価のところでは総合評価となっている部分+1~-1ということになっていたと思うのですが、これまでの評価というのはプラスに振れていたのでしょうか。

○富田参事官 プラスに振れることよりもマイナスに振れて大きく変化をすることが多かったのではないかと感じています。

○清田委員 平均的に見るとどうですか。

○富田参事官 どちらに変化しているかということですか。

○清田委員 はい。お伺いした理由は、もし昔の評価でプラスのほうに振れていたのであれば、今回の評価では少し下がるかもしれない。

○富田参事官 それは数値を積み上げて評価していますので、一度確認させていただきたいと思います。感触からしますとマイナスに振れて評価が悪くなっていることが目についたなど、そんな感じがございます。特にマイナスに評価されたときに、それまでの上の数値はそんなに悪くないのに最後にマイナスの評価が入ったことによって大きく点数が下がって、それはそれで評価の方法としてそういうふうに決めておりますので、別によくも悪くもないのですけれども、そういった例が多かったのではないかと感じました。そこで今回の改正案では初めからウエートを同じにしておいたほうがいいのではないかと考えた次第です。

○清田委員 わかりました。ただ、時系列で見たときに去年までの評価と今度の評価で段差みたいなのができないかと。

○富田参事官 それは事務局でもう一回確認させていただきます。

○八田座長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○北脇委員 私も確認なのですが、新旧を見た場合、新しい採点票ではコメントとして書くのは最後の総合評価の部分だけということではよろしいのでしょうか。

○富田参事官 はい。

○北脇委員 そうすると、取組みの方向性ということなのですけれども、これは従来だと妥当性であるとか、今後の取組みの方向性とか、あるいは地域独自の取組みの評価とか、そういったものが分かれていたわけなのですけれども、その中の一つとして取組みの方向性という評価項目があったわけですね。見直し案では取組みの方向性の中には妥当性ということも含まれているという。この事後評価基準の資料2-2の2ページ、新の一番下の「ii) 取組の方向性に対する評価」というところで、下線を引いた文がありますね。このところで新しい評価としては旧評価の取組みの方向性に対する評価という意味だけではなくて、妥当性等の評価も含まれているということですね。

○富田参事官 おっしゃるとおりです。

○北脇委員 そのこのところは説明の上では強調しておいたほうがいいのかという感じがします。

○富田参事官 説明が不足しておりました。A3の横の評価基準の新旧のところの2ページ目の「ii) 取組の方向性に対する評価」と書いてあるところに、アンダーラインで追加をしている記述がございます。「並びに」以下でございますが、ここは従来の取組みの方向性というだけではなくて、代替指標の設定が妥当か、定性的評価に関する記述が適切かについてもここで評価してくださいよという概念を入れております。その上の「③ 定性的評価に対する専門家の評価」というところにも、この場合、専門家委員は、この記述内容

について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮するという一文を加えてございます。

同様に、1枚目の「② 代替指標による進捗度の測定」のところにも同じような文言を入れておまして、従来の取組みの方向性というだけではなくて、妥当性とか従来、いろいろと評価して記載していただいていた部分は、新しい取組みの方向性という欄の点数の中に概念として全て含めるという整理にしております。言葉足らずのところは工夫して説明を強化させていただきたいと思います。

○八田座長 重要な点だと思います。ほかにございませんでしょうか。

村上先生、どうぞ。

○村上委員 総合評価の内容の確認なのですが、資料2-2の3ページの一番最後の総合評価、新の左側ですね。この1行目に地方公共団体の取組みが国際競争力の強化または地域の活性化に資するものとなっているかということで書いていますけれども、総合評価の視点というのは、この2つになるわけですか。Iでもちゃんと評価しているし、IIでも評価しているわけですね。総合評価の視点ですが、IとかIIで評価しているわけですね。総合評価でやる視点というのは、国際競争力の強化と地域の活性化という、そういう視点になるわけですか。

○富田参事官 ここは総合特区が国際戦略特区と地域活性化総合特区の2つに分かれていて、大目標が国際競争力の強化とそれぞれの地域活性化となっているので、そういうことで大きくくりで書いてあるという整理です。

○村上委員 例えば国際戦略総合特区だったらIとIIで一生懸命国際競争力の強化をうたっているわけですね。改めてIIIで総合評価というのは、どういう視点で総合評価とするのかということをお聞きしているのです。

○富田参事官 IとIIでは、Iは目標の進捗を中心に評価をしている。IIは、支援措置の活用を中心に評価しています。

○村上委員 支援措置の活用と、地域独自の取り組みですね。

○富田参事官 IIIは、その2つも包含した形で、なおかつ全体的な取組みとして評価するという概念です。

○村上委員 曖昧なのです。今、こういう議論をしていて申しわけないのだけれども、IとIIで評価はそれなりに尽きているわけですね。

○富田参事官 それは従前もIとIIで尽きていることになっていたと思うのですが、さらにIIIで全体的に見てくださいという評価の形をとっておりますので、そのスタイルは変えないほうがいいのかと思ったのです。

○村上委員 総合の意味が、どういう視点で評価するのかという視点が少しでも書いてあれば、もう少し恐らく委員でばらつきなく総合評価してくれると思うのです。

○富田参事官 そうしましたら総合評価の基準の書きぶりを少し工夫して、IとIIで評価した上に、さらにどういうふうに総合評価するのかという意味を追記することを検討させ

ていただければと思います。

○八田座長 今回はあれですかね。前は項目ごとにコメントを書いたのですが、今回はまとめて書くから、ある意味で数値的な評価は上のほうで、質的な評価というか、それが総合評価ということになるのですか。前と性格が変わりましたね。コメントを全部ここにまとめて書くということになりますね。

○富田参事官 そうです。だからⅠとⅡのコメントも含めてⅢに書いていただきたい。

○村上委員 ⅠとⅡの定量的な評価に含まれないような箇所を含めてということですね。

○富田参事官 そうです。それがわかるように評価基準の書きぶりのところで総合評価の説明を少し工夫させていただければと思います。

○八田座長 以前は、現地調査の指摘等に対する対応というところは別途あったわけですが、今度はそれも総合評価に全部含まれてしまうわけですか。

○富田参事官 そうです。

○村上委員 そういうものも書いたほうがいいです。

○富田参事官 そういったことを丁寧に書くということで検討したいと思います。

○八田座長 ほかにございますか。

○北脇委員 今のことに関連するのですけれども、旧のほうの総合評価というのは、ⅠとⅡに対して+1とか-1とか、そういう形でつけ加えるという形だったわけですね。

○富田参事官 そうです。

○北脇委員 今回の新の場合のこの書き方だと、何か総合評価が独立しているという印象があるのですけれども、そうではないのですね。ⅠとⅡを平均すれば自動的に結果が出てきますね。

○富田参事官 従来はⅠとⅡだけで足し上げていけば、5点満点なら5点になってしまったのです。

○北脇委員 そうですけれども、それに微調整を加えるので。

○富田参事官 はい。微調整を加える上で+1、-1。

○北脇委員 そうやっていましたね。今度、新でいった場合には+1とか-1の微調整というのはないわけですね。

○富田参事官 はい。

○北脇委員 だから評価結果というのは自動的にⅠとⅡで出てくるということですか。

○富田参事官 ⅠとⅡとⅢを平均します。

○北脇委員 総合評価ということで5段階の評価をして、それでさらに30%ずつの、つまり3つ足して割る。

○富田参事官 そういうことになります。それは資料2-3の、ここでございます。ⅠとⅡとⅢを全部平均しようということでございます。

○村上委員 その意味は、ⅠとⅡとⅢが独立だということなのですね。今までのものは総合評価はⅠとⅡがあって、それを微調整という形で、ですから総合評価とは何を視点に総

合評価をするのかということを書いていたかかないと。

○富田参事官 今、先生がおっしゃっているのは、従前はⅠとⅡに加える形でしたが、今回は独立するから、その視点を明示的にしないと独立した評価にならないということですね。その書きぶり等はまた工夫をして御相談させていただきたいと思います。

○清田委員 総合評価という言葉は必要ですか。

○富田参事官 総合評価という言葉がいいのかなと思っています。独立と言いつつも、ⅠとⅡを加味しながらトータルで評価するという概念がいいのではないかなと思っています。ですからⅢとして総合評価という言葉にして、それを平均したものが評価結果というもので別に取り出した形にしています。

○村上委員 だから現地調査のコメントだったら確かに総合評価と新しいⅠにもⅡにも入らないことだと思うのです。ですから何かそういう違うんだということが入るような評価の視点ですね。

○富田参事官 要するにⅠとかⅡにも入らないような項目も、全部ここに入るといった概念ですね。

○八田座長 総合評価ならⅠとⅡは要らない。

○富田参事官 総合評価より何かいい名前があれば。

○八田座長 付加的なところなのか、前の微調整というのは割とよくわかるわけです。付加的なのか何なのか。付加的なら何と何を付加してほしいのですかということだと思います。

○富田参事官 その概念をもう一度、明確にするように作業して、また御相談をさせていただきたいと思います。

○八田座長 ほかにございませんでしょうか。

現地に実際に評価に行ったときの評価書には、それまでにどれだけ達成されているかを書く項目があるのだけれども、事務局の方がうまく事前にまとめられるところもあると思います。また、評価書の項目と視察箇所の対応に関する説明もありません。書類作成にかける時間は相当節約できるのではないかという気がするのです。現地調査の書類の方は今回は評価の見直しには入っていないのですか。

○富田参事官 現地調査については、今回から先生方をお願いする様式についてできるだけ最初からこちらで記述したりして、先生方の記入する項目を減らせるよう工夫しているところです。

○八田座長 わかりました。

○富田参事官 後で資料がありますが、その結果として今の時点ですべて出させていただいたものはつけてございます。

○八田座長 でも、もうかなり書いてありますね。わかりました。どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、今の総合評価のところについて少し検討をしていただいて、またメールでも最終的に了解を得ていただきたいと思います。

それでは、最後の議題になりますけれども、現地調査の状況について事務局から御報告をお願いします。

○富田参事官 それでは、資料3でございます。

《一部非公表》

○八田座長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、以上で議事が終わりましたので、事務局にお返しいたします。

○富田参事官 ありがとうございます。

先生方にはいろいろと現地調査で御協力をいただきありがとうございます。あと年内2つということでございますので、滞りなく進めてまいりたいと思います。

それから、まだ御紹介しませんでした。参考3に今回評価した特区のうちで各分野ごとに一番よかったものを優良事例ということで、参考資料にまとめておりますので、何かお役に立てればと思います。

その他でございます。事務局からその他として3点お伝えしたいことがございます。

まず1点目は本委員、専門家委員の任期の問題でございます。これは規定上、来年3月までとなっております。事務局としては本当にぜひ今の先生方に引き続きお願いをしたいと考えておるわけでございますけれども、年が明けましたら改めて御相談をさせていただきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

2番目は、専門家のあり方についてですが、現在、専門家委員の氏名は非公表ということでさせていただいております。これを来年度からは公表したいと考えております。これはどういうことかと申しますと、過去に特区を指定する際にはいろいろと自治体等から無用な働きかけがあってはいけないということで、専門家委員については非公表で取り扱うことにされたように聞いております。しかし、現在ではそういった心配はございませんし、むしろ公表してきちんと先生方のお力を借りることで、特に専門家の先生方にも現地調査に行っていただいて、きちんと表立ってお手伝いしていただければ、評価のやり方としても非常に効果的にできるのではないかと考えています。本委員の先生方ばかりに負担をさせることもないのではないかと思います。現時点では公表しないということでお願いをしていることもございますので、今後は公表した上でということで改めてお願いをするということで進めさせていただければと考えております。年明けにまた御相談をさせていただきます。

3つ目、最後でございますけれども、アジア No.1 航空宇宙産業クラスター、非常に成績がよろしいのでございますが、ここから区域変更の申し出が出ております。アジア No.1 航空宇宙産業クラスターは特区指定後、これで4回目の区域変更でございます。すそ野が広がることは非常にいいことかと思っておりますけれども、4回目ということなので事務的に精査をさせていただいております。追ってまた書面で御相談をさせていただきたいと思

ます。こういうふうには繰り返すものについて書面で良いということについては、過去に御了解をいただいていたと承知しておりますので、追って書面で御相談をさせていただきたいと思っております。

他方、こういうふうには繰り返しの手続のあるものについて、もう少し効率的なやり方ができないかというのは少し事務局の中でも検討したいと考えております。また機会を見て御相談させていただければと思っております。

以上、3点について今後の作業に関係することを御報告させていただきました。

以上でございます。委員の先生方におかれましては、長時間にわたりまして御熱心な御討議、大変ありがとうございました。本日の評価・調査検討会は以上で終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。